

# 富山陸上競技協会表彰規定

(目的)

第1条 定款細則第26条に基づき、表彰に関する細部を規定する。

(表彰)

第2条 本協会は、次の各号に該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり本協会及び本県陸上競技界の発展に貢献し、その実績が特に顕著と認められるもの。
- (2) 本県陸上競技の競技力向上に尽力し、特にその成績が優秀なもの。
- (3) その他本協会が表彰することを適当であると認めたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長がこれを行う。

- 2 表彰は、表彰状を授与して行うこととし、副賞として記念品を添えることがある。

(追彰)

第4条 表彰されるべき者がその表彰の前に死亡したときは、追彰することができる。

(時期)

第5条 表彰は、本協会が主催する大会で行う。ただし、本協会が必要と認める場合は、随時行うことができる。

(感謝状及び賞状)

第6条 第2条で定めるもののほか、本協会が認めた場合は感謝状又は賞状を付与することができる。

(細則)

第7条 この規定のほか、必要な事項は別に細則を定める。

附則

本規定は平成25年4月1日から施行する。

# 富山陸上競技協会表彰規定細則

(目的)

第1条 本協会表彰規定(以下「規定」という)第7条に基づき、表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

(1) 功労表彰

- ① 本協会又は加盟団体の育成に尽力し、会長・副会長・専務理事(理事長)として、通算10年以上在職し、その功績顕著と認められるもの。
- ② 本協会にあっては、前項に掲げる役職以外で理事以上の役員として20年以上在職し、その功績が特に顕著と認められるもの。
- ③ 日本代表として、国際大会(オリンピック・世界選手権)に出場し活躍した本協会登録選手及び本県出身選手。

(2) 特別表彰

- ① 本県陸上競技の競技力向上に貢献した指導者で、その功績が特に顕著と認められるもの。
- ② 日本陸連主催行事で、日本選手権大会、国民体育大会、全国高校総合体育大会全国中学校選手権大会に通算20回以上出場した監督、指導者、選手。

(3) 全国大会表彰

下記の大会において入賞したチーム又は選手とする。

日本選手権大会、国民体育大会、全日本実業団大会、日本学生対校選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学校選手権大会、全国小学生交流大会

(4) 記録表彰

本協会が公認する大会で、下記の記録を樹立したものとする。

県新記録、県高校新記録、県中学新記録、県小学生記録

(5) 感謝状

感謝状は、下記の定める基準による。

- ① 本協会又は加盟団体の発展に尽力し、役員として10年以上経過し特に功績顕著と認められる50歳以上のもの。
- ② チーム又は選手の養成に尽力した個人・団体でその功績が顕著と認められるもの。
- ③ 日本陸連主催行事で、日本選手権大会、国民体育大会、全国高校総合体育大会、全国中学校選手権大会に通算10回以上出場した監督、指導者、選手。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、本協会役員又は加盟団体からの推薦に基づき、別に定める表彰委員会で選考し、理事会の決議により決定する。

附則

本細則は平成25年4月1日から施行する。